

審議会等設置状況

（令和7年4月1日現在）

審議会等の名称	伊万里市都市計画マスタープラン等策定委員会
設置の根拠	伊万里市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱
設置の目的	都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため
設置年月日	令和6年1月9日
委員数	23人
委員の任期	委嘱又は任命の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定が完了する日まで
委員名簿	※別紙（様式第1号の2）
所管課	建設農林水産部 都市政策課 都市計画係 （電話番号 0955-23-2476 ）

様式第1号の2（第4条関係）

委 員 名 簿

（五十音順・敬称略・会長◎・副会長○）

氏 名		所 属
	阿部 俊浩	九州旅客鉄道株式会社 佐賀鉄道事業部長
	猪狩 名人	国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所長
	井手 保子	伊万里商工会議所 女性会 副会長
○	猪八重 拓郎	佐賀大学理工学部 准教授
	今村 稔	(一社)佐賀県バスタクシー協会
◎	大串 浩一郎	佐賀大学理工学部 教授
	川路 勝	佐賀県 伊万里農林事務所長
	川原 フジエ	いまり女性ネットワーク
	栗原 隆浩	佐賀県 伊万里土木事務所長
	小寺 孝志	佐賀県 県土整備部 まちづくり課長
	後藤 隆太郎	佐賀大学理工学部 教授
	齊藤 幹人	(公社)佐賀県宅地建物取引業協会 伊万里支部
	島田 英三	(一社)伊万里市観光協会 事務局長
	田代 直樹	伊万里市農業協同組合 代表理事組合長
	立部 大喜	伊万里商工会議所 青年部 副会長
	堤 悠樹	市民ネットワーク「いまり」
	中尾 克也	(福)伊万里市社会福祉協議会 事務局長
	西山 太佳子	伊万里市教育委員会 教育委員
	馬場 俊二	松浦鉄道株式会社 総務部長兼営業広報部長
	福母 秀一	(一社)佐賀県建築士会 副会長
	松永 久美子	伊万里市農業委員会

	諸石 秀子	伊万里市区長会連合会 副会長
	山口 宏	伊万里商工会議所 副会頭

伊万里市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、伊万里市都市計画マスタープラン等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、25人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委嘱された委員のうち学識経験を有する者の中から、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定が完了する日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、第3条の区分により補充できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 策定委員会に、伊万里市都市計画マスタープラン等庁内策定部会（以下「庁内策定部会」という。）を設置する。

- 2 庁内策定部会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 庁内策定部会は、策定委員会に付議する事項等について事前に検討を行う。
- 4 庁内策定部会に部会長と副部会長を置き、部会長は副市長の職にある者を、副部会長は建設農林水産部長の職にある者をもって充てる。
- 5 庁内策定部会の会議は、部会長が招集し、部会長は議長となる。
- 6 部会長は、必要に応じて庁内策定部会に関係者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関し、庁内の横断的な検討をするため、庁内策定部会に伊万里市都市計画マスタープラン等ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

(事務局)

第9条 策定委員会、庁内策定部会及びワーキンググループの庶務は、都市政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

副市長
総務部長
総合政策部長
市民交流部長
健康福祉部長
建設農林水産部長
上下水道部長
教育部長
企画政策課長

別表第 2（第 8 条関係）

総務部	総務課長
	防災危機管理課長
総合政策部	企画政策課長
	財政課長
	企業誘致・商工振興課長
	伊万里湾総合開発課長
	プロジェクト推進課長
市民交流部	まちづくり課長
	環境政策課長
	シティプロモーション推進課長
健康福祉部	長寿社会課長
	健康づくり課長
	福祉課長
	子育て支援課長
建設農林水産部	農業振興課長
	農山漁村整備課長
	道路河川課長
	都市政策課長
	施設営繕課長
上下水道部	水道施設課長
	下水道施設課長
教育委員会	教育総務課長
	学校教育課長
	生涯学習課長
	スポーツ課長